

**3.11後声高に繰り返された発言により、
議論の前提がどんなふうになってしまったかを
簡単に振り返ることで、グローバル報告書の
位置づけを確認します**

2013年7月24日(水)

国連人権理事会グローバル勧告を受けて、東京電力福島
第一原発事故後の「避難の権利」と被災者支援を問い直す

東京大学原発災害支援フォーラム
影浦 峡

お話しすること

- 東京電力福島第一原発事故と人権
- 法と民主主義の事前と事後
- 「科学」はそこでどう使われたか
- あたりまえのことを、もういちど

おことわり

特に新しい話はしません。

基本的にこれまでもいくつかの場でしてきたお話を繰り返します。

『信頼の条件 原発事故をめぐることば』（岩波科学ライブラリー、2013年4月）

『3.11後の放射能「安全」報道を読み解く 社会情報リテラシー実践講座』（現代企画室、2011年7月）

安富歩『原発危機と「東大話法」』（明石、2012年1月）

お話しすること

- 東京電力福島第一原発事故と人権
- 法と民主主義の事前と事後
- 「科学」はそこでどう使われたか
- あたりまえのことを、もういちど

東京電力福島第一原発事故と人権

- 今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま 3.11を迎えたことで発生したものであった。
- この事故が「人災」であることは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任感の欠如があった
(いずれも、国会事故調・要約版)。

東京電力福島第一原発事故と人権

委員会は、原子力発電所で事故が生じているとの報告があること、そのような施設の安全性に関して透明性が欠けておりかつ必要な情報公開が行われていないこと、並びに、原子力事故の防止・対応に関して全国規模及び地域規模の事前準備が行われていないことを、懸念する。

委員会は、原子力発電施設の安全性に関わる問題について透明性を向上させ、かつ関係住民に対してあらゆる必要な情報を公開することを勧告し、さらに、締約国に対し、原子力事故の防止及び事故に対する早期対応のための準備計画を改善するよう促す。

国連社会権規約委員会「総括所見」・2001年8月

事故は、何を侵害したか？

「子どもが生きていくことに不安をもってしまうような場所で暮らすこと、それじたいまちがっているのだ、そう思った。

あと半年で小学校を卒業するはずだった息子は、私の前では一度も避難をいやだとは言わなかったが、学校では友だちにお別れのことばをもらって、号泣していたとあとで知った。

娘は、大親友との別れをどんな気持ちで迎えたのか。それを聞いたら私自身の決心が鈍りそうで、聞けずに避難の日を迎えてしまった。」

都筑啓子さん(白河市→北海道)『ママレボ』第5号より

事故は、何を侵害したか？

「子どもたちが、こんなことを考えている。小さい胸で、ほんとうなら考えなくてよかったようなことを考えている。…」

…娘は無事に高校生となり、息子も生意気ざかりの中学2年生になった。

それでも、たまに考えてしまうことがある。私たちは、なぜここにいるんだろう、と。」

都筑啓子さん(白河市→北海道)『ママレボ』第5号より

事故は、何を侵害したか？

「子どもが生きていくことに不安をもってしまうような場所で暮らすこと、それじたいまちがっているのだ、そう思った。…」

人が人として最低限尊重されねばならないことがおそろかにされるのは、なぜだろう。

子どもたちという弱き存在を守りたいという気持ちが切り捨てられるのは、なぜだろう。

人災であると言いながら、誰も裁かれないのはなぜだろう。」

都筑啓子さん(白河市→北海道)『ママレボ』第5号より

とある哲学研究者の発言

「(A)「低線量放射線を長期に被曝したら、がん死する」。

3.11後の原発事故がらみで最大の問題点、最大の不安要素となって、私たちに暗雲のように垂れ込めているのは、この(A)の命題にほかならない。」

一ノ瀬正樹他『低線量被曝のモラル』河出書房, 2012年

「しかし、まだphysicalな被害がほとんど顕在化していないにもかかわらず、なぜ人々はここに不安を抱くのだろうか」

一ノ瀬正樹・2011年7月8日東大シンポ

都築氏と一ノ瀬氏の発言にみられるギャップは

子どもを守りたいという「感情」と、哲学的に考え明晰に状況を認識したいという「理性」との対立？

などではいささかもなく……

人類の歴史の中でまた日本の歴史の中で、長い時間をかけ苦い経験も経てその反省も踏まえた上で理性的に合意されてきた社会の基準に従って侵害の不当性に反応した「実践的理性・知性」と、そうしたことに思い至らず（またおそらくはそうしたことに思い至っていないことにさえ思い至らず）問題を矮小化する結果を導く発言をした「知性の欠如」との対照

「実践的理性・知性」(と前スライドで言ったもの)

- 避難を決断した人だけが持っている、というのではない
- 不安を抱きながらそれぞれの選択をし、その中で感じ・考えながら生活を作っている人は、基本的に誰もが有しているもの(ことばになるかどうか・ことばになったとして伝えられるかどうかは別として)

一ノ瀬氏の発言のようなものにはどんな効果が？

例えば、法の軽視と「健康」概念の矮小化

「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、完結した状態にあることをいいます。」

- 日本は1951年にWHO憲章を批准。憲法第98条2項の規程により、条約は法的効力を持つ。
- 「健康で文化的な・・・」(生存権)の矮小化
- グローバー報告が特に「健康を享受する権利」をめぐる人権状況を扱うものであることに注意

お話しすること

- 東京電力福島第一原発事故と人権
- 法と民主主義の事前と事後
- 「科学」はそこでどう使われたか
- あたりまえのことを、もういちど

社会的・法的に当然の議論

- 追加被曝は1 mSv/年（放射線障害等防止法・原子炉等規制法）

「しかし、少なくとも、事故前に長い時間をかけて、公衆の年間の被曝限度を1mSv以下とすることで、日本国内の一定の合意を形成して原子力事業を行ってきたのであるから、その限界を事故が起こったからといって、十分な議論なしに変えることは許されないというべきである」

（日置雅晴・早大教授・日弁連原子力PTメンバー『拡大する放射能汚染と法規制』）

社会的・法的に当然の議論

- 「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」＝「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」が侵害された(福島原発事故原状回復等請求訴訟)
- 避難するかしないかについては、その「選択の強要を受けることこそが共通の被害である」(藤川賢「福島原発事故における被害構造とその特徴」環境社会学研究18号)
吉村良一「原発事故と損害賠償」<http://www.ritsumei-law.jp/column/column201304.html>から再引用

「『科学』者」は何を言ったか？

今回皆様方を混乱におとしめている一つの理由は、年間皆様方はだいたい1mSv被曝をすると1年間に、ですから一般公衆はこれよりも被曝をさせてはならないというのが「平常時」の約束事であります。

では、この1ミリシーベルトを私たちはどこまで守り、あるいは安全の指標とできるかどうかということ、今、この福島で問われています。何度もお話しするように100mSv以下では明らかな発ガンリスクは起こりません。

山下俊一氏二本松市講演(2011年5月3日)

「『科学』者」は何を言ったか？

- 「平常時」=管理が上手くいって、年1mSvの基準が守られている→年1mSvの基準は有効

「非平常時」=事故で年1mSvの基準を超える汚染→
「平常時」じゃないから年1mSvの基準は無視する？

- 「人を殴ってはいけない」という基準は実際に人を殴っていない・殴るような状況がないときにのみ有効で、実際に殴られた人が出そうなときにはどこまで殴られるのを許容するかが焦点になる？ といった感じでしょうか。。

当然の枠組みも実はあって・・・

- 「子ども・被災者支援法」

- グローバー勧告と重なる部分が多い(というかグローバー勧告81(a)には、次のように書いてある:

「原子力事故 子ども・被災者支援法」の実行体制を、影響を受けた住民の参加を確保して策定すること

- 同法は、1年以上、実質、放置されたまま
- 復興庁水野氏のtwitter発言でニュースになったが、基本的に復興庁の姿勢が問題

お話しすること

- 東京電力福島第一原発事故と人権
- 法と民主主義の事前と事後
- 「科学」はそこでどう使われたか
- あたりまえのことを、もういちど

「科学」はそこでどう使われたか

1. 話題のすり替え
2. 「科学」による科学の略奪

話題のすり替え

「しかし、まだphysicalな被害がほとんど顕在化していないにもかかわらず、なぜ人々はここに不安を抱くのだろうか」

—ノ瀬正樹・2011年7月8日（科学じゃないけど、まあ）

- 本来、身体的な健康影響が確率的に起こりうる、かつ法的にあるべきでない汚染状況が発生しているとき、不安を感じるのは当然
- 汚染状況とそれへの対処→個人の心へと責任を転嫁

「科学」による科学の略奪(1)

100mSvを超えると直線的にがん死亡リスクは上昇しますが、100mSv以下で、がんが増えるかどうかは過去のデータからはなんとも言えません。それでも、安全のため、100mSv以下でも、直線的にがんが増えると仮定しているのが今の考え方です。

仮に、現在の福島市のように、毎時 $1\mu\text{Sv}$ の場所にずっといたとしても、身体に影響が出始める100mSvに達するには11年以上の月日が必要です。

[中川恵一 KK news 2011年8月22日]

- 有意差が観察されない(科学の限界)ことを、現象が存在しないことのように描き出す……

「科学」による科学の略奪(1)

これに関連して必読です:

井田真人「曲解されたUNSCEARレポート---誤って伝えられた被ばく健康リスク」『科学』2013年4月号

津田敏秀・山本英二・鈴木越治「100mSv以下の被ばくでは発がん影響がないのか---統計的有意差の有無と影響の有無」『科学』2013年7月号

牧野淳一郎「3.11後の科学リテラシー」『科学』連載中

- ▶ 岩波の『科学』はチェックしましょう

「科学」による科学の略奪(2)

- 事故は「未知の状況」を引き起こしたのだから、それを確認し認識し把握することが本来の科学の第一歩
- 既存の「科学的知識」に基づく一般論で、その作業を軽視(優れた行動を取ってきた人ももちろんたくさん)

「一般的に定説と言われるものは、多くは仮説である。…近年発生する公害事件は、水俣病と同様に人類が初めて経験することが多い。したがって、こうした事態にはじめから対処しうる専門家などはいないはずなのである。」(原田正純『豊かさと棄民たち』岩波)

お話しすること

- 東京電力福島第一原発事故と人権
- 法と民主主義の事前と事後
- 「科学」はそこでどう使われたか
- あたりまえのことを、もういちど

あたりまえのことを、もういちど

「子どもが生きていくことに不安をもってしまうような場所で暮らすこと、それじたいまちがっているのだ、そう思った。…」

人が人として最低限尊重されねばならないことがおそろかにされるのは、なぜだろう。

子どもたちという弱き存在を守りたいという気持ちが切り捨てられるのは、なぜだろう。」

都筑啓子さん(白河市→北海道)『ママレボ』第5号より

あたりまえのことを、もういちど

- グローバー勧告は、この、あたりまえの権利を確認し、それを政府が確保するよう求める、あたりまえのもの
- 「子ども・被災者支援法」の主旨と重なりは大きい(グローバー勧告は同法に言及している)
- G8マイアミ宣言(1997年)・第二次環境基本計画(2000年)の基本原則とも共通
 - 実は、政府の「本来」の方針と整合

ありがとうございました